

京都府地球温暖化対策条例及び
京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例
の見直しに係る基本的な考え方について
【総合政策部会・地球環境部会共通】

(答 申)

令和 2 年 1 0 月

京 都 府 環 境 審 議 会

目 次

はじめに	1
I これまでの対策と課題	3
1 地球温暖化対策に係る条例及び再生可能エネルギーの導入等の促進に関する 条例の制定と経過について	3
2 現状と課題	4
(1) 京都府内の温室効果ガス排出の状況と課題	4
(2) 部門別の温室効果ガス排出の状況と課題	4
3 京都府内の再生可能エネルギーの導入状況と課題	6
II 京都府地球温暖化対策条例及び再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の 見直しに係る基本的な考え方	7
1 国内外における動向	7
2 気候変動による影響	7
3 改正に当たっての基本的な考え方	7
III 京都府地球温暖化対策条例改正の内容	8
1 温室効果ガスの削減目標	8
2 新たな目標を達成するために必要な施策等の強化及び追加	8
(1) 特定事業者による排出削減の促進に係る施策	8
(2) 代替フロン排出の抑制等に係る施策	9
(3) 電気自動車等の普及促進に係る施策	9
(4) 運輸部門に係る施策	9
(5) 建築物に係る施策	10
3 気候変動への適応に係る地球温暖化対策の追加	10
IV 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例改正の内容	11
1 京都府の率先取組	11
2 建築物に係る施策	11
(1) 特定建築物に導入すべき再エネ設備の基準の強化	11
(2) 準特定建築物への再エネ設備導入義務規定の創設	12
(3) 設計者から建築主に対する情報提供義務化	12
3 特定事業者に係る施策	12
4 自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度の改正	13
(1) 計画認定制度の失効日の延長	13
(2) 認定基準の追加	13
5 その他の改正事項	13
(1) 報告徴収及び立入検査の対象の追加	13
(2) 勧告・公表の対象の追加	13

<資料>

- | | |
|-------|---------------------------|
| 添付資料1 | 諮問文 |
| 添付資料2 | 総合政策部会委員名簿、地球環境部会委員名簿 |
| 添付資料3 | 京都府地球温暖化対策条例 |
| 添付資料4 | 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例 |

はじめに

- 「パリ協定」が令和 2（2020）年に始動し、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切り、多くの国々で脱炭素社会の実現に向けた取組が拡大している。
- 京都府は、令和 2（2020）年 2 月に、『令和 32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロ』を目指すことを宣言しており、国内の多くの自治体においても実質ゼロを目指す動きが活発化してきた。また、令和 2 年 10 月の菅内閣総理大臣の所信表明演説において、令和 32（2050）年に日本の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことが宣言され、日本全体で脱炭素社会の実現を目指す動きが主流化しつつある。
- 一方、近年は、気温上昇による農作物等への影響、短時間強雨や台風等の自然災害の頻発、暑熱による熱中症の増加など、気候変動による影響が多岐に及んでおり、気候変動問題は、今や「気候危機」とも言われ、脱炭素社会の実現に向けた取組は待ったなしの状態である。
- このような中、これまでの京都府の取組状況及び温室効果ガスの大幅削減に向けた国際社会や国の動向を踏まえつつ、自然や文化を大切に、気候変動の影響にも適応した脱炭素社会の実現に向け、中長期的な視点に立って将来展望を描くため、令和元（2019）年 6 月 7 日に京都府知事から京都府環境審議会に対して「京都府地球温暖化対策条例等の見直しに係る基本的な考え方」及び「京都府再生可能エネルギー導入等の促進に関する条例の見直しに係る基本的な考え方」について諮問が行われ、「京都府地球温暖化対策条例等の見直しに係る基本的な考え方」については地球環境部会、「京都府再生可能エネルギー導入等の促進に関する条例の見直しに係る基本的な考え方」については総合政策部会に付議された。
- 以来、府民意見募集や地域別の意見交換会、関係団体説明会の結果も参考にしながら、慎重に審議を重ね、その結果を答申として以下のとおりとりまとめた。なお、地球温暖化対策と再生可能エネルギー導入については密接に関係するため、これまで総合政策部会と地球環境部会との合同部会形式で一体的に審議を行ってきたことから、答申についても一体のものとしてとりまとめている。
- 本審議会は、京都府が、この答申をもとに、早期に京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギー導入等の促進に関する条例の一部改正を図り、京都議定書誕生の地にふさわしい新たな目標のもと、より実効性のある地球温暖化対策と再生可能エネルギー導入の促進について市町村と連携を図りつつ総合的かつ計画的に推進することで、京都府民や企業、NPO などとともに、温室効果ガスの排出量が大幅に削減された持続可能な社会を築かれるよう期待する。

令和 2 年 10 月 30 日

京都府環境審議会
会長 郡 巖 孝

[審議経過]

環境審議会諮問(R1.6.7)	総会
第1回総合政策・地球環境合同部会(R1.6.7)	現行条例及び計画の概要、施策の実施状況を報告。見直しの主な論点について整理
第2回総合政策・地球環境合同部会 (R1.7.17) 地球環境部会 (R1.7.17)	条例施行状況の報告 府内温室効果ガス排出量の将来推計、新たな数値目標、目標年度の考え方等を検討
第3回総合政策・地球環境合同部会 (R1.9.11)	事業者部門における今後の排出量削減、再生可能エネルギーの利用促進に向けた取組の考え方について検討
第4回地球環境部会 (R1.10.9)	京都府における適応策の進め方、事業者部門における今後の排出量削減に向けた取組の考え方について検討
第5回総合政策・地球環境合同部会 (R1.10.30)	建築物、小売電気事業者等に係る義務規定等について検討
第6回総合政策・地球環境合同部会 (R1.11.18)	家庭部門対策、電気自動車等普及対策、フロン対策について検討
第7回総合政策・地球環境合同部会 (R1.12.26)	新たな削減目標、目標達成に向けた対策の方向性について検討
第8回総合政策・地球環境合同部会 (R2.3.27)	新たな削減目標、目標達成に向けた対策の方向性について検討 改正条例のパブリックコメント案の報告
第9回総合政策・地球環境合同部会 (R2.7.31)	京都府地球温暖化対策条例、京都府再生可能エネルギー導入等の促進に関する条例の改正骨子案（パブリックコメント資料案）報告
第10回総合政策・地球環境合同部会 (R2.10.30)	京都府地球温暖化対策条例、京都府再生可能エネルギー導入等の促進に関する条例の基本的な見直しの考え方に関する答申案について検討

I これまでの対策と課題

1 地球温暖化対策に係る条例及び再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の制定と経過について

- 京都府は、京都府内の温室効果ガス排出量削減に向けた総合的な対策を盛り込んだ京都府地球温暖化対策条例を平成 18（2006）年4月1日に施行するとともに、産業、運輸、民生家庭、民生業務の主要4部門別の削減目標及び対策を定めた「京都府地球温暖化対策推進計画」を同年10月に策定し、地球温暖化対策の総合的な推進を図ってきた。
- 平成 23（2011）年には同条例を改正し、令和2（2020）年度までの当面の目標として平成 2（1990）年度比で温室効果ガス排出量を 25%削減することを規定するとともに、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者や一定規模以上の建築物の新築等を行う者に対して排出量削減計画書及び実績報告書（完了届）等の提出を求める計画書制度等を追加した。
- 平成 27（2019）年4月には、「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」を制定し、京都府内のエネルギー供給源の多様化及び再生可能エネルギーの供給量の増大、地球温暖化対策の更なる推進と地域社会及び地域経済の健全な発展を目指し取組を進めてきた。
- また、平成 21（2009）年3月には、全国で初めて、電気自動車等の普及促進に特化した条例である「京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例」を制定し、自動車取得税（現在の自動車取得税環境性能割）及び自動車税（現在の自動車税種別割）の減免規定により、電気自動車等の初期需要拡大を図っており、この間、電気自動車等に関する環境は大きく変わり、本格導入段階へ移行しようとしている。

2 現状と課題

(1) 京都府内の温室効果ガス排出の状況と課題

京都府内の平成 30（2018）年度の温室効果ガス排出量^{※1}は、平成 25（2013）年度以降、着実に削減が進み、直近の温室効果ガス排出量は、約 1,234 万 t-CO₂であり、前計画の基準年度である平成 2（1990）年度に比べて▲243 万 t-CO₂、16.4%減少、また前年度に比べて、▲161 万 t-CO₂、11.6%の減少となった。

現行条例に掲げる目標である、令和 2（2020）年度までに平成 2（1990）年度比で温室効果ガス排出量を 25%削減の達成を目指し、更なる取組の推進が必要である。

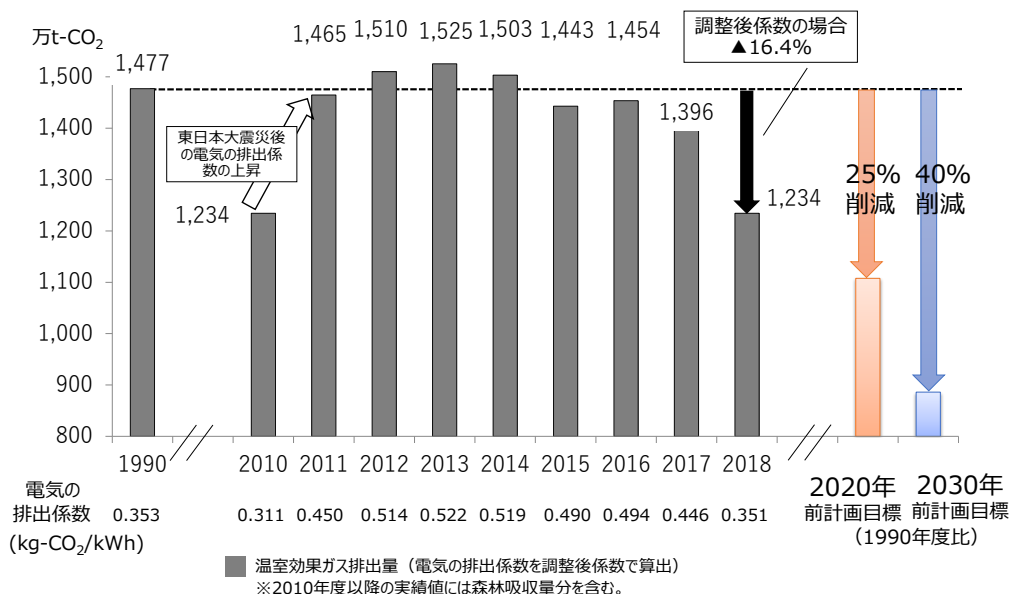


図1 京都府内の温室効果ガス排出量の推移

(2) 部門別の温室効果ガス排出の状況と課題

各部門に割り当てられた令和 2（2020）年度における温室効果ガス排出量の数値目標の到達状況等及び課題は以下のとおり。

【産業部門】

- ・省エネ型の設備更新等により温室効果ガス排出量は減少傾向にある。直近では電気の CO₂ 排出係数低下等の要因もあり、産業部門の温室効果ガス排出量の目標を達成。
- ・しかし、今後、経済活動の活発化が予想されるところ、温室効果ガス排出量に占める産業部門の割合は引き続き大きく、更なる温室効果ガス排出量の削減に向けて、企業における省エネ活動や再生可能エネルギー導入・利用拡大が必要となる。

【業務部門】

- ・燃料転換や省エネの進展により、温室効果ガス排出量は削減傾向にはあるものの、商業施設の売り場面積の増加等の影響もあり、業務部門の温室効果ガス排出量の目標は未達成である。
- ・また、業務部門からの温室効果ガス排出量は今後も増加すると見込まれており、産業部門同様、更なる温室効果ガス排出量の削減に向けて、企業における省エネ活動や再生可能エネルギー導入・利用拡大が必要となる。

※1 平成 30（2018）年度の電気の排出係数を使用して算出。ここでの電気の排出係数は、全ての電気事業者による京都府域への電力供給量から算定したものであり、1 kWh の電力量を発電する際に排出される二酸化炭素量のこと（国内認証排出削減量等を反映）。

【運輸部門】

- 自動車単体の燃費改善及び電気自動車等その他の温室効果ガスを排出しない又は温室効果ガスの排出量が少ない自動車等（以下「エコカー」という。）の普及等により温室効果ガス排出量の削減が進み、運輸部門における温室効果ガス排出量の目標には到達したが、近年は横ばい傾向にある。
- 運輸部門における温室効果ガスの削減に向けては、エコカーの更なる普及や、電気自動車等普及のためのインフラ整備の拡充、物流の効率化等を促進していくことなどが必要となる。

【家庭部門】

- 家電の高効率化、省エネ行動の増進等も進んでいるが、世帯数の増加や一世帯あたりの家電製品所有数の増加もあり、家庭部門における温室効果ガス排出量の目標は未達成である。
- 更なる温室効果ガス排出量の削減には、日常生活における環境行動の更なる普及や、府民が省エネ対策や再生可能エネルギーの選択をしやすくなる仕組みづくりが必要となる。

【その他】

- 特定フロンから代替フロンへの転換が進んだことに伴い、代替フロンの排出量が増加しており、平成 30（2018）年度の排出量は平成 2（1990）年度比で約 2 倍となっている。代替フロンの地球温暖化係数^{※2}は、二酸化炭素の数十倍から一百万倍超と高く、強力な温室効果をもたらすことから、代替フロンの削減に向けて取り組む必要がある。

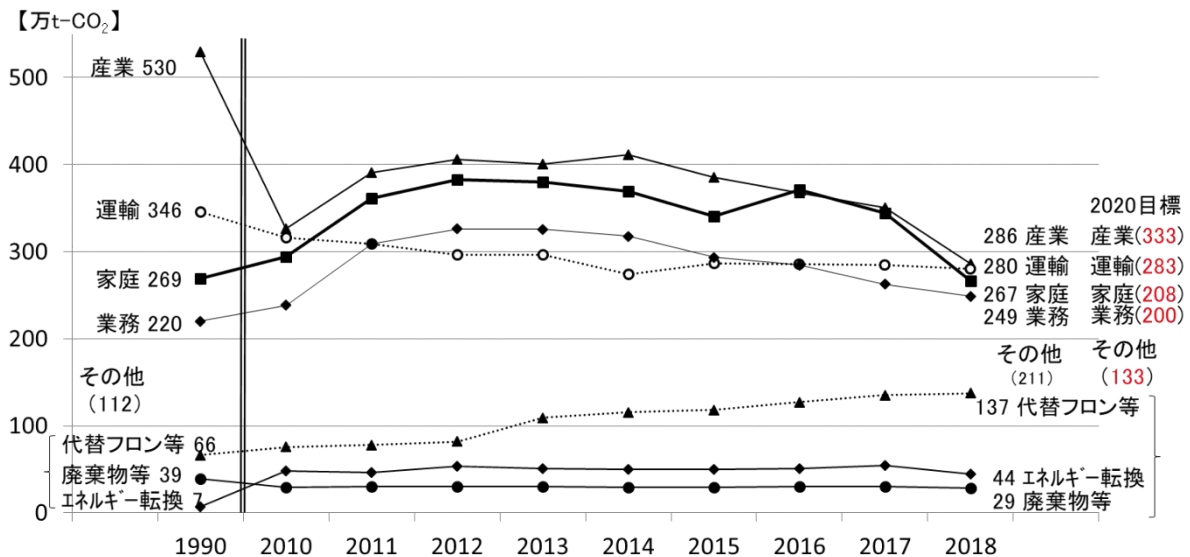


図2 部門別の温室効果ガス排出量の推移

※2 地球温暖化係数(GWP: Global Warming Potential) とは、各温室効果ガスの温室効果の強さがその種類によって異なっていることを踏まえ、二酸化炭素を 1 (基準) として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したもの。

3 京都府内の再生可能エネルギーの導入状況と課題

- 京都府内の再生可能エネルギーは、平成 24（2012）年 7 月の固定価格買取制度の開始以降、太陽光発電を中心に普及が進展した。
- その結果、府内総電力需要量に対する京都府内の再エネ設備^{※3}による発電量の割合は、2014 年度の 6.9%から、令和元（2019）年度には 9.4%まで増加した。
- 京都府内に導入されている再生可能エネルギーのうち、発電量ベースでは、大規模発電所を含む水力発電が約半分を占め、次いで多い太陽光発電と合わせると全体の 9 割を占める。
- 建築物対策としては、延床面積 2,000 平方メートル以上（増築の場合は、増築部分の延床面積）の建築物を対象に再生可能エネルギーの導入を義務づける等、先駆的な取り組みを進めてきた。他方、建築物の規模に寄らず、建築物における更なる再生可能エネルギー導入を進めていく必要がある。
- 中小企業等に対しては、自立型再エネ導入計画認定制度により、再エネ設備と蓄電池等を同時に導入する事業所への税制優遇等を実施し、これまでに 50 事業所以上を支援してきた。今後も、中小企業等における自立型再エネ設備等の一層の促進により、温室効果ガス排出量の削減を進めるため、継続的な支援措置が求められる。
- 再生可能エネルギーの主力電源化の実現に向けては、企業・府民による再生可能エネルギー由来の電気を選択を促進する必要があり、意識醸成の取組や再生可能エネルギーの電気を調達しやすい環境整備等も政策的に進める必要がある。

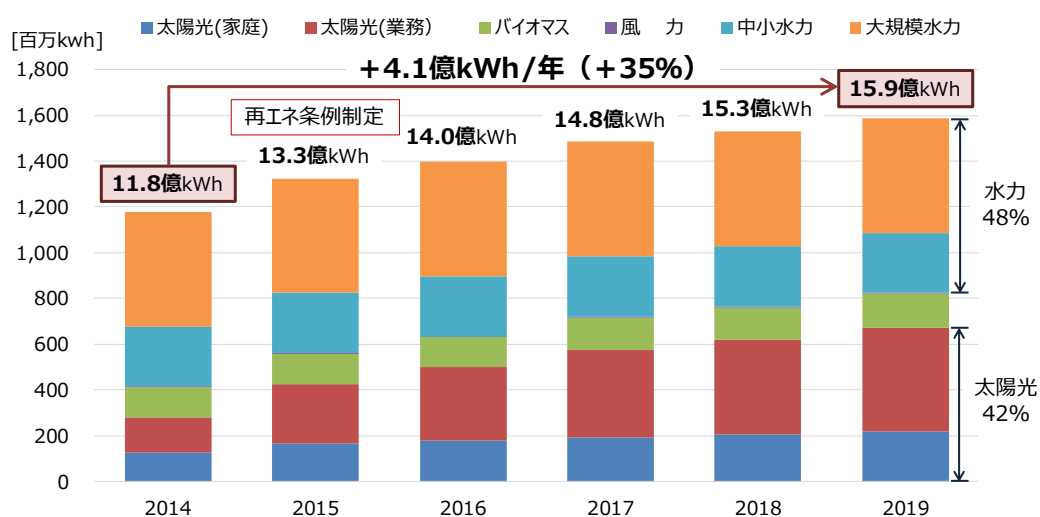


図3 京都府内の再生可能エネルギーによる年間発電量の推移

※3 太陽光を電気に変換する設備その他の再生可能エネルギーを発生させるために必要な設備

II 京都府地球温暖化対策条例及び再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の見直しに係る基本的な考え方

1 国内外における動向

工業化以前からの世界の平均気温上昇を「2℃未満」に抑えることを世界共通の長期削減目標とし、「1.5℃」までの抑制に向けた努力の継続について言及した「パリ協定」が平成28（2016）年11月に発効し、令和2（2020）年に始動。さらに、平成30年10月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が1.5℃特別報告書を取りまとめ、世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるためには、令和12年（2030）年までに二酸化炭素排出量を約45%削減し、令和32（2050）年頃には世界全体の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があると発表された。

パリ協定の発効を受けて世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切る中、我が国においても、令和2（2020）年10月に「令和32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことが宣言されるなど、多くの国々で脱炭素社会に向けた取組が進められている。また、ESG投資などの動きが拡大する中、多数の企業が独自の中長期の削減目標を設定するなど、企業の取組も拡がりつつある。

2 気候変動による影響

近年、台風の大型化や異常気象等により、河川氾濫や熱中症による救急搬送者数が増加するなど防災や健康、また農業や生態系等の分野で、気候変動の影響が既に顕在化しつつあり、気候変動問題は、今や「気候危機」とも言われている。従来から取り組んできた温室効果ガス削減対策（緩和策）を加速させるとともに、既に生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害の防止や軽減を図る「適応策」に積極的に取り組むことが求められている。

3 改正に当たっての基本的な考え方

私たちが、この京都府の豊かな環境を将来世代まで持続可能な形で残すためには、今すぐにでも一人ひとりが「脱炭素」を目指して行動し、個人、市民団体、企業など、あらゆる主体を巻き込んだ緩和策を加速させるとともに、適応策についても対応を急ぐ必要がある。

京都府は、令和2年2月に「脱炭素で持続可能な社会」の実現を目指し、令和32（2050）年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを宣言した。

温室効果ガス排出量実質ゼロの達成は、これまでの取組の延長では達成することができない高い目標であり、今後10年の取組の中で、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速化していく必要がある。

このため、緩和策の面からは、現行条例の義務規定の対象範囲の拡大や新たな義務の創設などにより、取組を強化していく必要があると考える。

また、適応策の面からは、長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動の影響を受ける各分野での対策の充実を図り、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進していくことが必要と考える。

Ⅲ 京都府地球温暖化対策条例改正の内容

1 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの削減目標については、国内外の状況や『令和 32（2050）年温室効果ガス排出量の実質ゼロ』を目指すことを踏まえ、次のとおり設定すべきと考える。

- ① 『令和 32（2050）年温室効果ガス排出量の実質ゼロ』を目指すことを明記すること
- ② 『令和 32（2050）年温室効果ガス排出量の実質ゼロ』を実現するため、当面の目標として、温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 40%以上削減することを明記すること

2 新たな目標を達成するために必要な施策等の強化及び追加

（1）特定事業者による排出削減の促進に係る施策

京都府では、これまで特定事業者^{※4}に対し、温室効果ガス排出量の削減計画書及び実績報告書の作成・提出を求めるとともに、削減状況を評価する事業者排出量削減計画書制度を運用してきた。

京都府全体で温室効果ガス排出量の更なる削減を進める必要がある中で、温室効果ガス排出量が多い特定事業者においては、一層の取組が必要であり、制度の強化が必要である。

具体的には、計画書の記載事項である温室効果ガス排出量の削減目標について、評価の基準となる目標削減率を次のとおり引き上げることで、更なる温室効果ガス排出量削減が期待されると考える。

	評価の基準となる目標削減率 ^{※5}			
	現 行		改正後	
運輸部門	3年間の年平均	1%	3年間の年平均	2%
産業部門	3年間の年平均	2%	3年間の年平均	4%
業務部門	3年間の年平均	3%	3年間の年平均	6%

また、再生可能エネルギーの導入を促すため、温室効果ガス削減状況の評価において、再生可能エネルギーの導入・調達の取組を評価する視点等を新たに加えることが必要と考える。

※4 京都府内における事業活動に係る年間（年度）のエネルギー使用量が原油換算数量で 1,500 キロリットル以上の事業者等、温室効果ガスの排出量が多い事業者

※5 3年間の年平均による目標削減率の計算方法は、基準年度排出量をM、計画期間における第1年度排出量をA、第2年度排出量をB、第3年度排出量をCとすると、以下の式により算出
目標削減率 = ((M-A) + (M-B) + (M-C)) ÷ M ÷ 3

(2) 代替フロンの排出の抑制等に係る施策

増大する代替フロンの排出量抑制には、代替フロンの管理を促す仕組みづくりが不可欠であり、次のとおり新たな規定を設けることが必要と考える。

- ①冷媒用代替フロンの使用する機器の使用者に対して、適切な管理を求める規定を新設すること
- ②特定事業者に対して代替フロンの使用状況等の報告を求める規定を新設すること

(3) 電気自動車等の普及促進に係る施策

電気自動車等の普及により、運輸部門における温室効果ガス排出量の削減が期待できる。

については、今年度末で失効する電気自動車等の普及の促進に関する条例について、京都府地球温暖化対策条例へ統合し、温暖化対策の一環として、引き続き電気自動車等の普及を進めていくことが必要と考える。

また、電気自動車等の普及には、インフラ整備の拡充が不可欠であることから、駐車場における充電設備の整備について規定し、事業者が主体となったインフラ整備を促す仕組みづくりを進めることが必要と考える。

(4) 運輸部門に係る施策

近年のインターネット通販やフリマアプリ等の電子商取引（e コマース）の急速な普及に伴う宅配便取扱個数の爆発的増加とそれに伴う再配達が課題となっていることから、新しい生活様式を踏まえた再配達削減に向けた取組など、物流の効率化も含めた運輸部門の対策が必要と考える。

現行条例で規定されている運送事業者に対する配送の共同化その他の適切な措置を講じる努力義務の規定に加え、事業者及び府民に対し、事業活動又は日常生活において、再配達の削減に取り組むことを努力義務として規定することで、運輸部門における温室効果ガス排出量削減効果が期待されると考える。

(5) 建築物に係る施策

現行条例において、特定建築物^{※6}の新築・増築に当たり府内産木材等^{※7}の利用を義務づけているが、温室効果ガスの更なる削減及び森林吸収源対策として、特定建築物における府内産木材等の利用を拡大することが必要である。

具体的には、特定建築物における府内産木材等の使用対象をこれまでの「建築物」から「建築物又はその敷地」へ拡大し、利用を一層促進すべきと考える。

また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 18 条各号のいずれかに該当する建築物^{※8}については、省エネ対策や府内産木材等の利用促進になじまないため、地球温暖化対策条例で規定する特定建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等の規定の対象外とすることが適当と考える。

3 気候変動への適応に係る地球温暖化対策の追加

現行条例においても気候変動適応に関する規定が設けられているが、改正後の条例においては、適応策の推進に向けて、各主体により進められるべき地球温暖化対策として、適応策をより明確に位置付けるべきである。

また、地域気候変動適応センターの機能確保など、気候変動への適応に関して、京都府・事業者等が取り組むべき事項を明記した上で、各主体が連携を密にしなから適応策を進めていく仕組みづくりが必要と考える。

※6 延床面積 2,000 m²以上（増築の場合、増築部分の延床面積が 2,000 m²以上）の建築物

※7 府内において産出された木材及び府内において産出された木材を相当量使用した合板など

※8 居室を有しない又は高い開放性を有する建築物（自動車車庫、自転車駐車場 等）、現状変更の規制及び保存のための措置等がとられている建築物（重要文化財等）並びに仮設建築物

IV 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例改正の内容

1 京都府の率先取組

再生可能エネルギーの導入拡大を図るには、京都府が率先して再生可能エネルギーの導入を進めることが必要であることから、京都府は、自らの事務及び事業に関し、再生可能エネルギーの導入等に係る措置を講じることを明記すべきと考える。

2 建築物に係る施策

建築物については、現行条例においても、2,000m²以上の建築物の新築等を行う際に、再エネ設備の導入を義務付けてきたが、建築物における再生可能エネルギー導入をさらに促進するため、次のとおり建築物における再生可能エネルギー導入に関する規定の強化が必要と考える。

ただし、地球温暖化対策条例と同様、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第18条各号のいずれかに該当する建築物については、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例で規定する建築物への再生可能エネルギーの導入の義務規定等の対象外とすることが適当と考える。

(1) 特定建築物に導入すべき再エネ設備の基準の強化

特定建築物に対して導入義務を課している再エネ設備から得られる熱及び電気の量について、最低基準を引き上げるとともに、特定建築物の規模に比例した導入量の義務を課すこと。

現行) 換算量(石油等の一次エネルギーの熱量に換算して得られた量)の合計が1年あたり3万メガジュール以上^{※9}

改正) 1年あたり30メガジュールに床面積(増築等の場合にあつては、増築面積)を乗じた量(最低:6万メガジュール、上限:45万メガジュール)

また、再エネ設備の導入場所について、現行条例においては、「建築物」に限定しているが、技術革新や製品の多様化等によりカーポートなどの建築物以外にも設置が可能となってきていることを踏まえ、「建築物又はその敷地」まで対象を拡大すること。

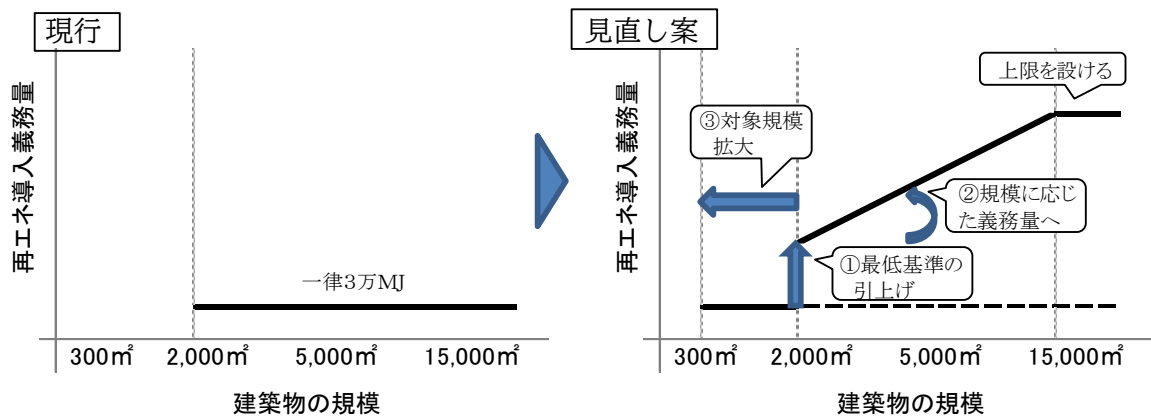
※9 1年あたり3万メガジュールは、太陽光発電設備の場合、約3.1kW程度が目安となる。

(2) 中規模建築物への再エネ設備導入義務規定の創設

改正建築物省エネ法（令和3年4月1日施行）において新たに省エネ基準適合が義務化された^{※10}延床面積 300m²以上 2,000m²未満の建築物に対して、新たに再エネ設備の導入を義務化するとともに、効率的利用設備^{※11}の導入を努力義務とすること。

導入義務量：石油等の一次エネルギーの熱量に換算して得られた量の合計が
1年当たり3万メガジュール以上

〔建築物への再エネ導入義務の規定強化のイメージ図〕



(3) 設計者から建築主に対する説明の義務化

延床面積 10 m²以上の建築物の設計者は、建築主に対して、当該建築物への導入が可能な再エネ設備の種類や最大導入量等に関する事項など再エネ設備の導入等に係る情報を記載した書面の交付、説明を義務化すること。

また、特定建築物及び中規模建築物については、設計者は当該書面の写しの一定期間の保存を義務付けること。

3 特定事業者に係る施策

京都府では、これまで特定事業者に対し、温室効果ガス排出量の削減計画書及び実績報告書の作成・提出を求めるとともに、削減状況を評価する事業者排出量削減計画書制度を運用してきた。

温室効果ガス排出量が多い特定事業者において、温室効果ガス排出量削減方策の一つとして再生可能エネルギーを選択するように誘導するため、特定事業者を対象に再エネ設備の導入等に係る報告・公表制度を創設し、再生可能エネルギーの導入や再生可能エネルギー由来の電気の調達を促す仕組みが必要と考える。

※10 改正建築物省エネ法では、オフィスビル等の非住宅のみが新たな基準適合対象。

※11 蓄電池やエネルギーマネジメントシステムなど、再生可能エネルギーを効率的又は自立的に利用するための設備

4 自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度の改正

現行条例では、京都府地球温暖化対策推進計画の計画期間内において中小企業等による再エネ設備や効率的利用設備の導入を集中的に推進するため、同計画期間が終了する令和3（2021）年3月31日までの時限付きで、自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度^{※12}を実施してきた。

他方、産業部門における温室効果ガス排出量削減を進める上で、中小企業等においても自立型の再エネ設備及び効率的利用設備の導入の一層の促進が不可欠であり、また、災害時の再生可能エネルギー由来の電気の地域活用を促すため、次のとおり本認定制度を改正すべきと考える。

（1）計画認定制度の失効日の延長

中小企業等による再エネ設備及び効率的利用設備の導入を促すため、本計画認定制度は、5年間延長すること。

（2）認定基準の追加

再エネ設備等を災害時に地域で活用することができるよう、導入計画の認定の基準に「災害その他の非常の場合に、当該再エネ設備において発電された電気を一般の利用に供しようとするもの」を追加すること。

5 その他の改正事項

（1）報告徴収及び立入検査の対象の追加

知事が、この条例に基づく措置の実施状況等に関して報告又は資料の提出を求めることができる対象に、特定事業者、中規模建築物の建築主及び説明義務の対象となる設計者を追加することが必要と考える。

また、知事が、この条例の施行に必要な限度において、職員に立入検査の指示ができる場所に、「中規模建築物及びその敷地」を合わせて追加することが必要。

（2）勧告・公表の対象の追加

2（2）の中規模建築物に係る工事完了届を提出せず、又は虚偽の記載をして提出した者に対し、知事は、必要な措置を講じるよう勧告することができることとし、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる規定整備が必要。

※12 中小事業者等による自家消費を目的とする再エネ設備等の導入計画を認定する制度。計画に基づく再エネ設備等の導入に対しては、税制優遇（事業税の減免）措置がある。